

育児・介護休業法に基づく
男性労働者の育児休業等取得率の公表

対象期間：2024年度(2024年4月1日～2025年3月31日)

男性労働者の育児休業取得率	10%
男性労働者の育児休暇取得率 ※子の出生後1年以内における 育児のための特別休暇	30%